

## 清川村教育委員会会議録

日 時 令和元年9月24日(火) 午前11時25分

場 所 せせらぎ館3階 研修室

出席委員等 教育長 山田一夫、職務代理者 橋本直人、委員 加藤しのぶ  
委員 今野郁夫

事務局(山口参事兼指導主事、山田課長、井上課長、南波指導主事)

欠席者 委員 石川富美子

### 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議題

(1) 教育長報告

(2) 議案第15号 清川村学校運営協議会規則の制定について

(3) 清川村学校運営協議会運営要綱の制定について

4. その他

5. 次回の会議日程

6. 閉会

開会(午前11時25分)

教育長あいさつ

小学校、幼稚園の訪問について、現地を見ることも重要であると述べる。

教育長「議題(1) 教育長報告」

別紙により、前月教育委員会会議以降の教育長動向について述べる。

教育長「議題(2) 議案第15号 清川村学校運営協議会規則の制定について」を議題とし、事務局より説明を求める。

事務局 提出資料により説明。

来年度から設置予定の清川村学校運営協議会(コミュニティスクール)の設置に係る規則について内容の説明を行う。

質疑

教育長 第5条に20名以内となっているが、彈力的な扱いという考え方で良いのか。

事務局 幼稚園、小学校、中学校全てで20名となっていることから20名以内としている。

清川村学校運営協議会規則の制定について承認される。

教育長 「議題（3）清川村学校運営協議会運営要綱の制定について」を議題とし、事務局より説明を求める。

事務局 提出資料により説明。

来年度から設置予定の清川村学校運営協議会（コミュニティスクール）の運営に係る要綱について内容の説明を行う。

質 疑

委 員 第3条第2項で委員は再任できるとなっているが、上限があるのか。

事務局 特に妨げる理由はありません。

委 員 再任する場合は本人の申出（第8条）のみとなるのか。教育委員会や学校の意見により解任することも考えられるのか。

事務局 解任は、守秘義務を守らなかつたとか、犯罪に関わったなどの事案があつた時に限られると考える。

教育長 「その他について」を事務局より説明を求める。

事務局 翌月以降の行事予定について確認。

次回会議日程を調整した結果、令和元年10月23日（水）に教育委員会議を実施することで決定。

委 員 閉会宣言（午前11時50分）

令和元年10月23日

教 育 長

山田一夫

教育長職務代理者

橋本直人

委 員 員

加藤 しのぶ

委 員

今野郁夫

